

本庄保健所 結核だより

令和7年度9月発行
本庄保健所 保健予防推進担当
(感染症担当)
TEL: 0495-22-6481

各医療機関の皆様には、日頃、当所の感染症対策に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

毎年9月24日～9月30日に定められている

『結核・呼吸器感染症予防週間』に合わせて、最近の結核の動向や本庄保健所管内における情報をお知らせしたく、「結核だより」を作成いたしました。

改めて『結核』という病気について振り返り、意識していただく機会になればと思っています。



公益財団法人結核予防会ポスター

最近の結核発生動向について

2021年には、人口10万対の年間新登録結核患者数（罹患率）が初めて10未満となり、ようやく日本も**低蔓延国**の仲間入りを果たしました。2024年も全国では罹患率8.1と、低蔓延状態を維持しています。



結核は低蔓延状態となったこともあり、『昔の病気』と思われがちですが、

今でも毎年1万人以上の新しい患者が発生している日本の主要な感染症の一つです。

新登録患者数及び、罹患率の減少については、新型コロナウイルス感染症の影響も考え、今後の動向を注視していく必要があると言われていますが、先進国の水準に年々近づき、近隣アジア諸国に比べても低い水準になっています。

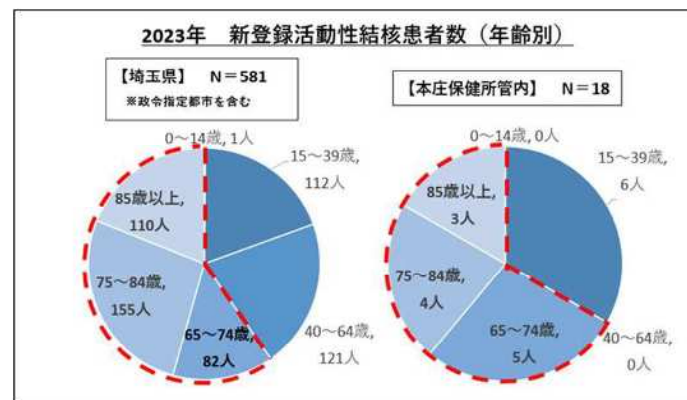
結核について特に注目していただきたいこと

①新規結核患者は、高齢者に多い！

現在の特徴の一つとして、新規結核患者のうち高齢者の占める割合が高いことが挙げられます。

高齢者は何十年も前、結核が現在よりも蔓延していた時代に感染し、高齢や疾病による免疫力低下に伴って結核を発症する場合があります。要因と考えられています。

過去の感染をなくすことはできませんが、万が一、発症した際、早期に発見し、治療に結びつけられることができれば、**重症化予防だけでなく、更なる感染拡大防止につながります。**



全体の約6割を65歳以上の高齢者が占めています。



②若年者では外国生まれの患者の割合が増加！

もう一つの特徴として、若年の新規結核患者では外国生まれの患者の割合が高くなっていることが挙げられます。全国的にも20～29歳の新規患者のおよそ4分の3は外国生まれの患者と言われており、本庄保健所管内でも同様の傾向が見られます。

* ご存じのとおり、結核の症状（長引く咳、たん、微熱、体のだるさなど）には特徴的なものがなく、初期は目立たないことが多いです。特に、高齢者では呼吸器症状が現れず、**食欲不振や体重減少等が主な症状である場合も少なくありません。**そして、気づかないうちに進行してしまうことがあります。

是非、症状が長く続く場合には結核の可能性も加味していただけたら幸いです。

* また、毎年お願いしておりますが、特定の事業者等には、結核に係る定期の健康診断を行うことが義務付けられており（感染症法第53条の2）、その結果は、保健所への報告が必要となります（同法第53条の7）。職員の皆様の健康診断についてよろしくお願いいたします。

* **結核対策や感染症対策において、医療機関の皆様には大変お世話になりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。**

医療機関の皆様をお願いしたい手続き

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）により、結核患者が発生した際や入退院の際に、医師や病院管理者による手続きが必要になります。

手続きに漏れのないように、改めて御確認をお願いいたします。

また、ご不明な点等がある時は、遠慮なく本庄保健所に御連絡くださるようお願いいたします。

ここに記載した様式等は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

◎埼玉県ホームページURL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kansen/kekaku-iryoukikannokatae.html>

R7年4月から一部手続きについては、埼玉県電子申請・届出サービスを使用できるようになりましたので、是非ご利用ください。



1 結核 発生届

感染症法第12条によって、結核患者を診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届出が必要となります。届出は、FAXで提出、または「感染症サーベイランスシステム（NESID）」に直接、入力してください。

発生届の様式は『厚生労働省ホームページ』からダウンロードするか、上記の『埼玉県のホームページ』から御確認ください。

*もし、感染症サーベイランスシステムでの届出をお考えで、IDの発行を希望される場合は、本庄保健所 保健予防推進担当（感染症担当）まで御連絡ください。

***R6年は全届出数13件中、1件が遅延**となっていました。
届出が遅延した場合、結核の蔓延防止対策の遅れや、患者の治療に対する公費負担対応の遅れにつながってしまいますのでご注意ください。
遅延が見られた場合は「遅延理由書（様式任意）」の提出をお願いしたいと思いますので御承知おきください。

POINT!



コバトン

- ①喀痰検査の塗抹検査は排菌の有無を確認するため重要！
- ②塗抹検査等で検出されたものが結核なのか非結核性のものか判断が必要であるため核酸増幅法検査は必要！

2 結核患者入・退院届出票

感染症法第53条の11で定められています。

病院管理者は、結核患者が入院又は退院した時、**7日以内**に最寄りの保健所に届け出てください。

【入退院結核患者届出票の届出の要否】	入院時	退院時
結核で入院し、結核治療中。	○	○
結核で入院し、結核治療終了後に退院。	○	—
他疾患入院中に結核と診断。結核治療終了後に退院。	—	—
他疾患入院中に結核と診断。結核治療中に退院。	—	○
結核治療中に他疾患で入院。結核治療中に退院。	○	○
結核治療中に他疾患で入院。結核治療終了後に退院。	○	—
結核治療終了後（管理検診中）の他疾患で入院又は退院。	—	—

○：届出必要
—：届出不要

POINT!



コバトン

3 結核公費負担関係書類

結核患者が安心して結核の医療が受けられるように結核医療費を公費で負担する制度があります。申請後、保健所で受理し、「感染症診査協議会」にて承認があると公費負担が決定されます。

結核医療費の公費負担制度は以下の2種類となります。

①感染症法第37条に基づく入院患者（蔓延防止のため結核病棟等への勧告入院）に対する

公費負担

②感染症法第37条の2に基づく一般患者に対する公費負担

【申請のために必要な書類】

医療機関の皆様に関わる書類は以下のとおりです。

◆結核医療費公費負担申請書

◆診断書

◆胸部エックス線検査画像（申請前3か月以内のもの）

*勧告入院の場合は上記に加えて必要な書類があり、保健所が患者や家族に準備を依頼します。

②→結核に関する薬剤代等が自己負担5%になります。95%を医療保険と公費でまかいます。

最もご注意くださいのは、**提出のタイミング**です！

多くの医療機関の皆様は上記②の公費申請（37条の2）に対応いただくことが想定されますが、公費負担が承認された時の始期は「**公費負担申請に係る書類を保健所が受理した日**」となります。治療を行う際は速やかに申請（FAX可）してください。

以下のような状況にならないために、ご注意ください。

（例）令和6年7月1日に潜在性結核感染症患者として診断したAさんに同日、INH（イソコチン）を処方した。

Aさんはその日のうちに薬局で薬をもらい、薬代を支払った。しかし、公費負担申請の手続きが漏れており、書類を保健所に提出したのが7月5日だったため、公費は7月5日～適応となり、7月1日分は公費適応外（保険診療）となった。

POINT!



コバトン

4 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、感染症法第38条第2項に規定された結核患者の公費負担医療を担当する機関です。結核指定医療機関には、病院、診療所、薬局があります。

POINT!



コバトン

結核指定医療機関になっていない医療機関や薬局は、原則として結核公費負担医療を行うことができません。指定を受けたい場合や変更がある場合は、埼玉県ホームページを確認の上、手続きを行ってください。